

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 <span style="border: 1px solid black;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black;">その他</span> （特別土地保有税、宅地開発税）		
要望項目名	港湾法の改正に伴う所要の措置		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>港湾法第2条第5項に基づく「港湾施設」のうち、「船舶役務用施設※」の対象に給油、給炭以外の船舶燃料を補給するための施設を追加（関連する法改正を検討中）することに伴い、現行の課税関係を踏まえ下記事項を要望する。</p> <p>※港湾法第2条第5項第8号の2</p> <p>船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（船舶及び車両を除く）、船舶修理施設並びに船舶保管施設</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. 特別土地保有税</p> <p>港湾施設の用に供されている土地等に係る非課税措置。</p> <p>2. 事業所税</p> <p>以下の対象施設に係る事業所等において行う事業に課される事業所税に係る課税標準の特例措置。 〔対象施設〕 港湾法に基づく「港湾施設」のうち、港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設 〔軽減率〕 資産割：1/2 従業者割：1/2</p> <p>3. 宅地開発税</p> <p>港湾施設の用に供するために宅地開発を行う場合に係る課税免除措置。</p>		
関係条文	〔 地方税法第586条第2項第26号、第701条の41第1項の表の第10号、第703条の3第3項 地方税法施行令第54条の30第1項第4号、第56条の61、第56条の87第3号 港湾法第2条第5項第8号の2 〕		
減収 見込額	〔初年度〕 〔改正増減収額〕	－（－） －	〔平年度〕 －（－） (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国港湾の競争力強化や港湾利用の安全を図り、物流の効率化等に対応する。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年の国際的な脱炭素化の取組の加速とともに、マルポール条約における船舶からの排出ガスに含まれる硫黄酸化物や粒子状物質、二酸化炭素に係る国際的な規制強化を背景に、海運分野においては、主要な船舶燃料である石油系燃料油（重油等）から、より環境負荷の低い燃料（LNG、水素等）への転換が求められていることから、今後、船舶燃料の多様化が進むことが想定されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、我が国港湾においても、船舶燃料の多様化に対応した燃料補給などの港湾サービスの提供が必要とされているところ。</p> <p>しかしながら、我が国港湾においては、こうした環境負荷の低い船舶燃料の補給施設の整備はほとんど進んでいない状況にあることから、船舶燃料の多様化に対応しなければ、港湾を利用する船舶に十分な港湾サービスを提供することができず、我が国港湾の国際競争力の低下や我が国の運輸部門における温室効果ガス削減の取組に支障を来たすおそれがある。</p> <p>このため、港湾における重油等以外の船舶燃料を補給するための施設についても、その計画的な配置を図る必要性から、他の港湾施設と同様の措置が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>1. 特別土地保有税 —</p> <p>2. 事業所税 〔資産割〕 ①適用総額の種類：課税標準（事業所床面積（㎡）） ②適用実績（㎡）：平成29年度 42,624 [25,574千円] 平成30年度 57,935 [34,761千円] 令和元年度 53,551 [32,131千円] ※適用額の総額のうち〔〕内の数値は、課税標準（事業所床面積（㎡））に600/㎡の税率を乗じたものである。</p> <p>〔従業者割〕 ①適用総額の種類：課税標準（従業者給与総額（千円）） ②適用実績（千円）：平成29年度 191,795 平成30年度 189,696 令和元年度 194,154</p> <p>※適用実績は、対象施設全体（港湾法に基づく港湾施設のうち、港務通信施設、旅客施設、船舶役務用施設）である。</p> <p>3. 宅地開発税 —</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>1. 特別土地保有税 昭和48年度創設 2. 事業所税 昭和50年度創設 3. 宅地開発税 昭和44年度創設</p>